

第8次鳥取市交通安全計画(案)

みなさんのご意見をお寄せください



計画の概要

趣 旨

交通事故のない安全で安心な鳥取市をめざすためには、行政・市民・関係機関がこれまで以上に緊密な連携を図りながら対策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動への取り組みが必要です。この計画は、これまでの交通安全対策を基本としつつ、さまざまな情勢の変化に対応した、より効果的な施策を推進するために策定するものです。

内 容

道路交通の安全

本市の平成13～17年度の5カ年間ににおける交通事故は、件数・負傷者とも年によって多少の増減はあるものの横這い傾向です。また、死者数においては減少傾向にありますが、人口に対する死者数は全国的に見ると高水準にあります。このため、第8次交通安全計画では、人命尊重と交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を重視し、交通事故のない安全で安心な鳥取市をめざします。

目 標

- ▶平成22年度までに、24時間死者数(事故発生から24時間以内の死亡者数)を年間12人以下とします。
- ▶死傷者数を年間1,030人以下とします。

具体的な施策

- ▶道路交通環境の整備
 - ・人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・地域住民などと一体となった道路交通環境の整備など
- ▶交通安全思想の普及の徹底
 - ・高齢者に対する交通安全教育の推進、飲酒運転の根絶など
- ▶安全運転の確保
 - ・運転者教育・高齢運転者対策の充実など
- ▶救助・救急活動の充実
 - ・救助・救急体制の整備、関係機関との協力関係の確保など
- ▶損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進
 - ・市民交通災害共済事業の充実など

踏切道における交通の安全

踏切事故は、ひとたび事故が発生すると重大な結果をもたらすことから、引き続き事故防止対策を推進します。

目 標

- ▶市内での踏切事故件数0をめざします。

具体的な施策

- ▶踏切道の構造の改良および整備の促進
- ▶踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- ▶踏切道の統廃合の促進
- ▶その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

交通事故のないまちをめざして

鳥取市交通安全計画は、交通安全対策基本法により、国・県の交通安全計画に基づき、平成22年度までの本市における陸上交通安全全般の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための大綱を定めるものです。国、県をはじめ、警察、教育委員会などとの検討の結果、「第8次鳥取市交通安全計画」の案がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

ご意見のあて先、資料の配置場所はここです!



提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで
資料配置 市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎協働推進課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所地域振興課／各地区公民館

※鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは表紙下段参照)。

提出期限 3月30日(金)必着

提出・問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課

☎ (0857) 20-3182

☎ (0857) 21-1594

電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

ご意見お待ちしております!



協働推進課
杉本邦利 課長